

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇条 目 次
例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第三号中「七十万円」を「八十万円」に改める。

第四十条の表中「六千円」を「二万円」に、「三千円」を「六千円」に、

「千八百円」を「二千円」に改める。

第六十八条の十八中「附則第十一条の二第五項」を「附則第十一条の二第七項」に改める。

第六十八条の十九第一項及び第二項中「附則第十一条の二第六項」を「附則第十一条の二第八項」に改める。

第七十九条第三項の表を次のように改める。

等級	税	率
一級	一人一日につき	千五百円
二級	一人一日につき	千三百円
三級	一人一日につき	千二百円
四級	一人一日につき	千円
五級	一人一日につき	八百円
六級	一人一日につき	六百円
七級	一人一日につき	五百円

第七十九条第六項中「整備の状況」の下に、「利用料金」を加える。

第九十四条の三第一項中「千七百元」を「二千円」に改め、同条第二項中「(以下)」を「(第百一条第三項において)」に、「八百五十円」を「千円」に改める。

第九十四条の四第一項中「三千四百円」を「四千円」に改める。

第百一条第三項中「三千四百円」を「四千円」に、「千七百元」を「二千円」に改める。

第百十九条第一項第一号中「九十円」を「百八十円」に、「百八十円」

を「三百六十円」に改め、同項第二号中「九十円」を「百八十円」に改める。

第二百二十五条第一号中「四千五百円」を「九千円」に改め、同条第二号中「二千円」を「四千円」に改め、同条第三号中「千五百円」を「三千円」に改める。

第三百十九条第三号中「施行令で定めるもの」の下に「(日本国有鉄道にあつては、施行令で定める機械を含む。)」を加える。

第百五十五条第一号中「三千円」を「六千円」に改め、同条第二号中「千円」を「二千円」に改める。

附則第二十九項中「第二十八条の六第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「附則第十六条の三第一項」を「附則第十六条の四第一項」に改め、同項第二号中「附則第十六条の三第二項」を「附則第十六条の四第二項」に改める。

附則第三十項中「第二十八条の六第一項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

附則第三十九項中「第二十八条の六第二項第一号」を「第二十八条の四第二項第一号」に改める。

附則第四十一項を削り、附則第四十二項中「昭和五十一年度分及び」を削り、「適合する自動車で法附則第十二条の三」を「適合する自動車又は同条の規定により昭和五十三年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車で法附則第十二条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項を附則第四十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

(鉦区税の課税標準等の特例)

42. 鉦業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第一条第二項の規定

により鉦業法による採掘権となつたとみなされ、又は鉦業法施行法第七條第一項の規定による鉦業法による採掘権の設定の出願とみなされて設定された砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区で河床に存するものに対する第百十八条及び第百十九条の規定の適用については、第百十八条中「面積」とあるのは「河床の延長」と、第百十九条第一項第二号中「面積百アールごと」に「年額百八十円」とあるのは「延長千メートルごとに 年額五百四十円」と、同条第四項中「百アール」とあるのは「千メートル」とする。

附則第四十四項中「昭和五十二年三月三十一日までに行なわれた」を「昭和五十四年三月三十一日までに行われた」に改める。

附則第四十六項中「昭和五十一年四月一日以降」を「昭和五十三年四月一日以降」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで 百分の一
〇・二五(電気自動車にあつては、百分の二)

二 昭和五十三年四月一日から同年八月三十一日(電気自動車にあつては、昭和五十四年三月三十一日)まで 百分の〇・一二五(電気自動車にあつては、百分の二)

附則第四十七項を削り、附則第四十八項を附則第四十七項とし、附則第四十九項から附則第五十二項までを一項ずつ繰り上げ、附則第五十三項中「附則第五十一項」を「附則第五十項」に改め、同項を附則第五十二項とし、附則第五十四項中「附則第五十一項」を「附則第五十項」に改め、同項を附則第五十三項とし、附則第五十五項中「附則第五十一項」を「附則第五十項」に改め、同項を附則第五十四項とし、附則第五十六項を附則第五十五

項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七十九条第三項、第三百三十九条第三号の改正規定は昭和五十二年六月一日から、第九十四条の三第一項及び第二項、第九十四条の四第一項並びに第一百一条第三項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十二条第一項の規定は、昭和五十二年度分の個人の県民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第四十条の規定は、昭和五十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

4 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十二条第一項の規定によつて提出する地方税法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した、又は納付すべきであつた県民税については、なお従前の例による。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

5 新条例第七十九条第三項の規定は、昭和五十二年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

6 新条例第九十四条の三第一項及び第二項、第九十四条の四第一項並びに第一百一条第三項の規定は、昭和五十二年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(鉦区税に関する規定の適用)

7 新条例第一百九条第一項及び新条例附則第四十二項の規定は、昭和五十二年度分の鉦区税から適用し、昭和五十一年度分までの鉦区税については、なお従前の例による。

(狩猟免許税に関する規定の適用)

8 新条例第二百五条の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき狩猟免許税について適用し、施行日前に狩猟免許を受けた者に対して課する狩猟免許税については、なお従前の例による。

(入猟税に関する規定の適用)

9 新条例第一百五十五条の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき入猟税について適用し、施行日前に狩猟免許を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

10 改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)附則第四十二項の規定は、昭和五十一年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

(自動車取得税に関する規定の適用)

11 新条例附則第四十四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

12 旧条例附則第四十六項の規定は、施行日前に行われた自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なおその効力を有する。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和四十年四月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十項を削り、附則第十一項を附則第十項とする。

14 鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第五十項」を「附則第四十九項」に改める。